

石川県公報

平成 25 年 2 月 25 日 (月曜日)

号 外

(第 8 号)

目 次

条 例

石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(人 事 課) 1

条 例

石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第一号

石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(石川県職員退職手当条例の一部改正)

第一条 石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十九項」とする。

附則第三十項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(昭和四十八年石川県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第五号第四条若しくは第五条又は新条例第五十七号附則第四項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」(「同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年末迄」)及び「新条例第五号第三条から第五条の三まで及び新条例第五十七号附則第三項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第四項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「新条例第五号第三条第一項及び第五条の二並びに新条例第五十七号附則第三項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五号第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第五項中「新条例第五号第五条から第五条の三まで及び新条例第五十七号附則第三項の規定にかかわらず」を削る。

第三条 石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成十五年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成十八年石川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「退職手当の額が、新条例」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十九項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、百分の八十七)を乗じて得た額が、石川県職員退職手当条例」に改め、「附則第八条の規定による改正後の」及び「附則第九条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年三月二十五日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県職員退職手当条例(以下この項において「新条例」といふ)附則第二十九項(新条例附則第三十一項及び第三条の規定による改正後の石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例附則第四項においてその例による場合を含む。)及び第三十項の規定の適用については、新条例附則第二十九項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月二十五日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例附則第三項(同条例附則第五項においてその例による場合を含む。)及び第四項の規定の適用については、同条例附則第三項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月二十五日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

(第四条の規定による改正に伴う経過措置)

4 第四条の規定による改正後の石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月二十五日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月二十五日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。